

# グローバル時代の法人課税と資本所得課税

——マーリーズ・レビューを中心にして——

鶴  
田  
廣  
巳

## はじめに

マード委員会報告書から二〇〇〇余年が経過した二〇一〇年、一年、相次いで浩瀚な一分冊からなるいわゆるマーリーズ・レビューが、マード報告と同じく、イギリスの財政研究所 (Institute for Fiscal Studies) から出版された。Dimensions of Tax Design と題する集団研究の論文集というべき巻（以下、マーリーズⅠ）は、全二三章、一、二五〇ページ余に達する大部の書であり、またこれを受けて税制改革の提言を行つ Tax by Design と題する巻（以下、マーリーズⅡ）も全二〇章、五五〇ページ近い大著となつていて<sup>(1)</sup>いる。

この報告書が目標とするのは、まえがきにも記されているように、二十一世紀の開放経済のもとにおいて良き租税制度の方向に向かうための鍵となる特質を見出し、とくにイギリスの租税制度をその理想に近づけるためにはどのような改革を行うべきかを提示することにあるとされている。ミード報告書が支出税、キャッシュフロー税の観点から体系的な税制改革論を展開したとすれば、マーリーズ・レビューは座長のマーリーズの影響のもとに主として最適課税論の観点から税制改革論を展開したところに特徴があるといえよう。

ミード報告から三〇余年が経過し、この間における経済のグローバル化はめざましいものがある。マーリーズ・レビューアが強調するのもグローバル化と税制との係わりである。本稿は、マーリーズ・レビューにおけるグローバル時代の法人課税、資本所得課税に焦点をしづつてその主張と意味を検討し、一定の評価を行なおうとするものである。

### I グローバル時代における法人課税 —マーリーズ・レビューにおける論点提起—

グローバリゼーションの進展により国際経済環境が大きく変動するなかで、各国の間での租税競争が激しくなり、とりわけ法人所得課税や資本所得課税について「抜本的」改革を模索する動きが強まっている。マーリーズ・レビューアが登場したのも、そうした背景のもとにおいてである。

マーリーズIでは、主として第九章および第一〇章で法人所得課税、資本所得課税の改革が論じられている。第九章では Auerbach/Devereux/Simpson の二人の著者による “Taxing Corporate Income” と題する論考（以下、A=D=S 論文）が、また第一〇章では、Griffith/Hines/Sørensen の二者による “International Capital Taxation” と題する論考（以下、G=H=S 論文）が掲載されている。法人課税と資本所得課税はいわばメダルの裏表の関係にあり、相互に

密接な関連を持つている。法人活動のなかから発生する付加価値や所得が法人レベルで蓄積されたり、法人から個人に移転したりするため、公平性・効率性（中立性）・簡素性や実行可能性などの租税原則と係わらせながら、どの課税ポイントで、どのように課税するかを追跡しようとなれば、法人レベルでの課税と個人レベルでの課税とをそれぞれ検証することが必要になるからである。その意味で、マーリーズ・レビューにおいても、二つの章が配置されていることは、ある意味でそうした要請に対応しようとしたものであろう。

### 1. 課税ベースと課税地原則による法人課税改革論の分類

表1は、A=D=S論文において示されている法人課税制度の諸類型を示したものである。類型区分の前提となつてているのは、企業の生産活動や販売活動、利潤の帰属先、あるいは株主の居住地などがさまざまな国にまたがつている開放経済の枠組である。その意味で、現代の企業活動の中心に位置する多国籍企業、多国籍銀行などが念頭に置かれているといつてよい。分類の基準とされているのは、課税ベースの所在地と事業課税の対象となる所得タイプの二つである。ミード報告が発表された一九七〇年代後半の支出税ルネサンスといわれた時期以降、法人課税・資本所得課税をめぐつては、さまざまな改革案が提案されてきたが、ここにはその代表的なものが一覧表で示されている<sup>(2)</sup>。

課税ベースの所在地は、基本的には、源泉地国、居住地国、仕向地国の三つに分類される。源泉地国に所在する課税ベースは、いままでもなく現に生産活動や経済活動が行われている国で課税が行われることを示している。国際課税原則でいう、いわゆるソース・ルールである。居住地原則に基づく課税ベースは、いわゆる全世界課税主義の考え方方に立つ課税方式であり、法人の本店の所在地ないし個人株主の居所を基準に法人ないし個人株主が全世界で稼得す

表1 法人所得税制度の諸類型

課税ベース の所在地国	事業課税を受ける所得の類型区分		
	株式に対する全収益	資本に対する全収益	レント
源泉地国	1. 伝統的な法人所得課税、かつ外国源泉所得に対する課税免除	4. 二元的所得税	6. A C E型法人税
		5. 包括的事業所得税（C B I T）	7. 源泉地ベースのキャッシュフロー法人税
居住地国 (法人株主)	2. 居住地ベースの法人所得税、かつ外国税額控除		
居住地国 (個人株主)	3. 居住地国ベースの株主税		
仕向地国 (最終消費)			8. 完全仕向地ベースのキャッシュフロー税
			9. V A Tタイプの仕向地ベースキャッシュフロー税

(出所) IFS, *Dimensions of Tax Design*, 2010, p.841.

る所得を課税対象とする。表1では、法人株主のケースと個人株主のケースとで区分して表示されている。最後に、仕向地原則に基づく課税ベースとは、財やサービスが最終的に消費される仕向地で対象となる課税ベースであり、基本的に売上高から売上に係わるコストを差し引いたものに等しい。一般に仕向地原則は、付加価値税など間接税の場合に適用されるのが通例であるが、A = D = S論文では仕向地ベースのキャッシュフロー税がこのカテゴリーに分類されている。

他方、所得タイプ別の分類では、課税対象となるのが通常の投資収益だけでなくその水準を超える経済的レントを含む全収益か、それとも経済的レントのみかにより大きく二つに区分され、前者のうち全収益を生む資本が株式資本（equity）のみに対応しているか、それとも株式資本と借り入れ（debt）を含む全資本に対応しているかによりさらに区分されている。全収益に課税するタイプを所得ベース課税、経済的レントだけに課税するタイプを消費ベース課税として分類することも可能である。

以上の二つの基準にしたがつて、A=D=S論文では九つのタイプの法人所得課税が分類されている。まず、株式に対する全収益に課税するタイプについては、源泉地で課税する伝統的な法人所得税で外国源泉所得に対し課税を免除する方式、いわゆる外国所得免除方式（タイプ一）、および、居住地ベースで課税する二つのタイプ、すなわち、居住者たる法人本社ないし個人株主に対し居住地国がその全世界所得に課税し、納付外国税に対し国際的二重課税を調整する外国税額控除を認める全世界所得課税主義方式があげられている（タイプ二、および二）。つぎに、equityだけではなく debt を含む全資本が生む収益については、源泉地国ベースの一一つのタイプの税、二元的所得税（dual income tax, DIT）も包括的事業所得税（comprehensive business income tax, CBIT）があげられている（タイプ四、および五）。最後に、経済的レントのみに課税するものとして、源泉地国ベースに属するACE法人税とキャッシュフロー法人税（タイプ六、および七）、仕向地ベースのキャッシュフロー税とVATタイプのキャッシュフロー税が示されている（タイプ八、および九）。これらの税の比較検討はのちに行うこととして、こゝではA=D=S論文が最終的に下した結論は仕向地ベースのキャッシュフロー税が今後の法人課税として望ましいというものであつたことを確認しておこう。

## 2. 資本所得課税の漸進的改革案と抜本的改革案

以上のA=D=S論文の分析枠組に対し、G=H=S論文では「居住地ベースか、源泉地ベースか」という伝統的な枠組のなかで各種の資本課税の選択肢がとり上げられている。<sup>(3)</sup>これはA=D=S論文が法人税制度のかかえる諸問題を検討して、どのような法人税制改革の提案を行うかを課題としていたのに対し、G=H=S論文の方はグローバリゼーションの進展による国際経済環境の変化のもとでの租税政策、とくに資本課税に係わる租税制度のデザインをどう

のよつに描くかを課題とし、したがつて開放経済下の国際租税政策のあり方を基本問題として設定したからであろう。<sup>(4)</sup>

$G = H = S$ 論文での国際資本所得課税の改革論の提起は、現行制度を踏まえた現実的ないくつかの選択肢の提案と「より包括的な改革案」の一<sup>(5)</sup>段階で行われている。まず、前者では、①外国源泉所得に対する課税の繰り延べを認めない全世界課税主義への移行、②属地主義ないし国外所得免除制度 (exemption system) への移行、③現行の被支配国会社 (controlled Foreign Company, CFC) 制度の被支配会社 (Controlled Company, CC) 制度への転換、④EU委員会が提案してくる共通連結課税ベース (Common Consolidated Corporate Tax Base, CCCTB) の採用、⑤本国課税制度 (Home State Taxation, HST) の五つの選択肢が検討されてくる。また、より進んだ包括的な改革案として、⑥資本の全収益 (full return to capital) に対して居住地ベースの個人税を課税する所得課税制度 (income tax regime) と、⑦超過収益 (above-normal returns) に課税を限定する消費課税制度 (consumption tax regime) という個人レベルでの課税方式の二つ<sup>(6)</sup>の選択肢が示されるとともに、法人レベルで Allowance for Corporate Equity (ACE) を通じて法人の通常収益を課税から除外する方式を両者とそれ組み合わせる改革案が提示されてくる。

### 1) 漸進的改革案の諸類型

①では、一般の全世界課税主義の場合、外国源泉所得に対する居住地国の課税は、原則として、その所得が外国に留保される限り行われず、本国に利潤送金された際に限定されているのに対し、外国税額控除に限度額を設けず、また外国源泉所得に対する課税の繰り延べを認めない方式がとり上げられている。しかし、イギリスがこの方式をとることは同国に本拠を置く多国籍企業の本社を喪失することになるとして、避けられている。また、この点と係わって、

資本輸出中立性 (CEN)、資本輸入中立性 (CIN)、国家的中立性 (National Neutrality, NN) の概念と並んで、資本所有中立性 (Capital Ownership Neutrality, CON) の概念が紹介され、その重要性が強調されている。<sup>(7)</sup> CONとは、多国籍企業が開発した技術・マーケティングその他の資産は当該企業に独自のものであり、資産の生産性はその所有・管理のあり方に依存しているとして、税制がこの多国籍企業の所有の態様を歪めないことを意味している。このCONが達成されるのは、すべての国が全世界所得課税方式をとるとともに無制限の外国税額控除を認め、かつ各国が課税率ベースについて同一の定義を採用するとの条件が満たされた場合である。なぜなら、完全なCENが保障されるなどで、資産はそれを最も生産的に利用できる多国籍企業により獲得されるからである。同じ結果は、すべての居住地国が国外所得について自国の課税を免除し、かつクロス・ボーダーの資産買収のための資金コストないし償却の控除について各国が同じルールを適用する場合にも達成されるという。<sup>(8)</sup> ここに、次の②の選択肢との係わりが見出される。

②の属地主義（国外所得免除制度）は、近年、この方式を採用する国が増加したとされ、1100五年時点ではOEC D<sub>三</sub>〇か国の中で居住地主義（全世界所得課税主義）をとる国がアメリカ、イギリス、日本など九か国であるのに対し、属地主義をとる国はドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、スウェーデン、ノルウェーなど二一か国にのぼるという。<sup>(9)</sup> G=H=S論文も、イギリスがこの方式に移行すれば同国に本拠を置く多国籍企業の競争力を改善するだけでなく、課税が送金決定に及ぼす歪みを除去することによりCONの改善にも寄与するとの期待を寄せるが、イギリスが政策パッケージとして同時に実施を予定するCFC制度のCCC制度への転換については全体として制度の簡素化をもたらさないとして消極的評価にとどまっている。<sup>(10)</sup>

③はそのCCC制度であるが、これはCFC制度が事業主体 (entities) に適用されるのに対し、能動的所得 (active

income) か受動的所得 (passive income) かという所得種類を基準に適用されるものである。<sup>(13)</sup> すなわち、CFC制度のもとでは外国子会社がCFCだと認定されると能動的と受動的とを問わずその全所得がイギリスでの課税対象になるのに対し、CCC制度のもとではイギリス親会社の支配下にある子会社の受動的所得と「移動可能な (mobile)」能動的所得が親会社に割り当てられ、イギリスで課税されたうえで外国税額控除の適用を受けるものとされた。議論的となつたのは、「移動可能な」能動的所得が受動的所得と認定されること<sup>(14)</sup>、全世界のイギリス子会社が対象になること、外国子会社だけでなく国内子会社も適用対象となることなどであつた。G=H=S論文は、CCC制度の方がCFC制度よりも射程が広い、国内にも適用される、能動か受動かを検証することの執行上の困難性、さらには新たな利子制限ルールの導入など過剰な租税回避防止条項の追加などの問題点を指摘して、この改革案に否定的な評価を下している。<sup>(15)</sup>

④の共通連結課税ベースはEU委員会の提案によるものである。CCCTB方式によれば、EU多国籍企業は共通のルールに従つて算定された課税ベースを選択する一方、EU加盟国は共通の定式により課税ベースを配分し、それに自国の法人税率を適用することになる。国際的に事業活動を開拓していない企業やCCCTBを選択しない多国籍企業は、従来どおり、それぞれの国の税法により課税を受ける。しかし、G=H=S論文によれば、この方式にもさまざま的な問題がある。<sup>(16)</sup> (i) 所得を連結し、各国に配分する企業グループの範囲をどこで線引きするか、(ii) 課税を配分する定式をどのように構成するか、(iii) 企業内での所得の配分はEU内で生み出された分に適用が限定され、EU内外の企業内では、従来どおりの個別会計方式と移転価格問題が継続することになる、(iv) 異なる制度の併存は紛糾と対立をもたらすだけでなく、法人セクターでの資源配分を歪める可能性がある、などがそれであり、EU委員会でなお検討が続けられている。

⑤はLodin/Gammieにより提案された本国課税方式である。<sup>(18)</sup>これは、加盟国間で法人課税ベースの共通の定義について合意する必要があることがC CCTBの大きなハードルのひとつであることから、EU多国籍企業に対しEU全体での連結利益を親会社の居住地国の税法に従つて算定し、ついでその課税ベースを配分定式 (formulary apportionment)に基づいて各加盟国に配分することにより、加盟国はC CCTBの場合と同様にそれに自国の法人税率を適用するというものである。C CCTBもHSTも課税ベースの配分の点では同様の技術的問題に直面するが、租税政策面で自律性を保持することを意図する各区政府にとつても、また新しい共通課税ベースへの習熟を必要とせず制度選択の余地もある点で有利な企業側にしても、HSTの方がハードルは低いといえる。しかし、HSTは、C CCTBと異なり、EU内の親会社とグループ企業が域内の別々の国に所在している場合、異なる課税ベースの定義を適用されることになるため、CINもCONも実現できない。その上、HSTのもとでは、有利な課税ベースの算定ルールを持つ国に本社を置くことが有利になるため、各国の租税競争を激化させるおそれもある。G=H=Sによれば、HSTとC CCTBのいずれが好ましいかは明確ではないというのが、さしあたりの結論である。<sup>(19)</sup>

## 2) 抜本的改革案——二つの選択肢

G=H=S論文のそもそもの主張は以上の改善案ではなく、より包括的な改革案の提起にある。すでにふれたように、そこでは、資本の全収益に対して居住地ベースの個人税を課税する所得ベース税制と、超過収益に課税を限定する消費ベース税制という個人レベルでの課税方式の二つの選択肢とともに、法人レベルでのACE法人税を両者とそれぞれ組み合わせる改革案が提示された。<sup>(20)</sup> ACE法人税、および超過収益に対する消費ベース課税については次節で

取り上げることとして、ここでは居住地ベースの所得ベース個人税についてふれておこう。

提起されているのは、二元的所得税である。ACEは企業レベルで通常収益への課税を免除するが、その根拠は資本の国際的な移動可能性の高さに求められ、通常収益への課税は結局、国内の他の生産要素に転嫁されるからである。ところが、個人の場合は資本よりも国際的な移動性ははるかに低いため、個人の居住投資家レベルで資本所得の課税を免除する根拠は存在しないとされる。その上で、稼得所得 (earned income) <sup>(21)</sup> に対し累進税率を適用することを前提とする一方で、資本所得に次のような居住地ベースの課税を行うことを主張する。すなわち、(i) 稼得所得に適用される最高限界税率以下の相対的に低いフラット税率により資本所得<sup>(22)</sup>に課税する、(ii) 法人税率を  $t^f$ 、労働所得への最高限界税率を  $t^l$  とすると、所得移転を通じる租税回避を防ぐには、資本所得税率  $t^r$  は  $(1-t^r)(1-t^c)=1-t^l$  となるよう設定されるべきである、(iii) 非法人企業の所有者には、事業の帰属収益は資本所得として、残余は稼得所得として課税が行われるべきである、というものである。ただし、G=H=S論文が最終的に推奨する改革案は、ACE制度と超過収益に対する消費ベース課税である株主所得税との組み合わせである。<sup>(23)</sup>

次節では、以上のさまざまな法人課税改革論のうち基本的なタイプについて、カテゴリー別により立ち入った検討を行いうことにしよう。

## II 法人課税改革論の論点と評価

上述したように、マーリーズ・レビューではさまざまなタイプの法人税改革の選択肢が掲げられている。その中から推奨された改革案は、一方では仕向地ベースのキャッシュフロー法人税であり、他方ではACE法人税と個人レベ

ルでの支出税とを組み合わせる方式であった。この両者は税等価とされるが、実行可能性の点で等置されるかどうかには疑問がある。いずれにしても、マーリーズ・レビューはまさしくレビューであり、統一した視点から首尾一貫した改革案が提示されているとはみられない。そのことはさしあたり問わないととして、本節では、基本的な改革案についてその特徴と評価をカテゴリー別に検討することにしたい。その際、O E C D の法人所得税改革に関する報告書<sup>(25)</sup>も参照しつつマーリーズ・レビューでの捉え方と突き合わせて検討してみたい。

### 1. 所得ベース型法人税と消費ベース型法人税の相克

O E C D 報告書は、さまざまなタイプの法人税改革論を詳細に論じた第九章において、法人所得タイプの税制改革論として、①完全統合・完全インピュテーション制度、②（法人）A C E 税制、③（株主）A C E 制度、④A S E (allowance for shareholder equity tax system) 制度、⑤C B I T を、他方、消費タイプの法人税として、⑥仕向地ベースの法人キャッシュフロー税、⑦原産地ベースの法人キャッシュフロー税をあげている。ただし、これは課税形態に着目した分類であり、税等価に着目して課税ベースにより分類するならば、所得ベース課税として①、⑤が、それ以外は消費ベース課税と特徴づけることができよう。もともとマーリーズ・レビューはミード報告の提起した所得ベース課税から消費ベース課税への転換という方向を踏まえて、その延長線上に「最適課税論」の観点から生産活動に中立的な法人税制・資本所得税制の提言を行うことを課題としている。<sup>(26)</sup>その意味で、所得ベース型なのか、それとも消費ベース型なのかは、改革論を区分する基軸といえる。したがって、以下では所得ベース型、消費ベース型の基本タイプに限定して検討しよう。ただ、消費ベース型の法人税としてA C E 法人税と並ぶ今一つの基本タイプであるキャッ

シユフロー法人税については、その選択肢を推奨するA=D=S論文が課税地原則と結びつけて論じているので、キヤツシユフロー法人税については次項でとり上げることにしたい。

### 1) 所得ベース型法人税の検討

#### (1) 完全統合・完全インピュテーション制度

マーリーズ・レビューの基本的スタンスは最適課税論の立場から生産に中立的な法人税制を提案することにあるため、課税ベースの選択に当たっては消費ベースを採用することが前提となる。したがって、課税対象となるのは通常収益を超える超過収益となる。そのため、所得ベース型の法人税の選択は初めから視野に入つてこないことになる。マーリーズ・レビューの消費ベース法人課税と対比する基準を得るために、まず、所得ベースの法人課税について検討しておく必要がある。

所得ベース法人税の重要なモデルとみなされるのは、法人税と個人所得税の完全統合を図るモデルである。それは、カナダのカーター委員会報告の完全統合の提案およびわが国のシャウプ勧告による統合方式（キャピタル・ゲイン課税方式）が代表的提案といえる。完全統合モデルでは配当部分、内部留保部分を含め、法人所得は法人をバス・スルーするものとして扱われ、法人税は個人所得税の前払いとして位置づけられることになる。<sup>(27)</sup> 完全統合法人税は包括的所得税と一体となつたモデル提案であり、理論的のみならず実際面においても、今日でもなおもとも有力な規範理論であるといつてよい。<sup>(28)</sup> 現行の統合型法人所得税に対しては、(i) 資金調達方式におけるdebtとequityとの課税上の相違、(ii) 國際的な投資先の決定に関する意思決定に及ぼす歪み、(iii) 本社機能の世界的な配置や課税ベースの

国際的な配分に及ぼす歪みなどさまざまな問題点が指摘されながら、したがつて長年にわたり現行法人税に代替する改革案が提案されながらも、実際に実施に移されたものはACE法人税などに限定され、それもベルギーを除いて短期間で廃止されていることをみても、完全統合法人税の規範性はなお維持されているといえるであろう。<sup>(29)</sup>

一般にインピュテーション方式は配当だけについて二重課税の調整を行なう方式の一種であり、留保利潤の課税を欠落させている点で不完全な統合方式であるため、事実上、配当課税の軽減を図る配当救済措置となつてているというのが、その基本的評価であろう。しかし、OECD報告書が説明する完全インピュテーション方式は、利潤が留保された場合には〔留保利潤－法人税額〕分だけ株主の保有する株式のベーシスを引き上げることにより留保収益の二重課税が防止できるとされている。<sup>(30)</sup>

### 標準的法人税の課税ベース

完全統合・完全インピュテーション方式をとる包括的所得ベースの法人税の課税ベース( $T^p$ )は、次のとおりである。<sup>(31)</sup>

$$T^p = R^p - \gamma K - rbK$$

ただし、 $R^p$ .. 収入（未実現の損益を含む）、 $K$ .. 資本、 $r$ .. 利子率、

$b$ ..  $K$  のうち負債で調達する割合、 $\gamma$ .. 経済的減価償却率

ただし、実際には収益は未実現ベースでは算定されず、一般に実現ベースで算出されるだけでなく、減価償却も税法上認められた減価償却方法に依存するため、実際の標準的法人税の課税ベース( $T^s$ )は、次のようになる。

$$T^s = R - \delta K - rbK$$

ただし、 $R$ …収入、 $\delta$ …税法上の減価償却率<sup>(32)</sup>

### 統合方式のもとでの法人税の根拠

法人所得の課税と個人株主の配当、キャピタル・ゲインの課税とは密接な関係がある。もちろん、法人独立課税の考え方方に立つ分離論の立場に立てば、両者の係わりを検討する必要はなくなる。しかし、個人株主が法人所得課税の究極の負担者ととらえる統合論の立場に立てば、法人税と個人所得税との統合が不可欠となる。

統合論の立場に立つ場合にも、配当の二重課税の調整、および留保所得がもたらす個人株主のキャピタル・ゲインに対する二重課税の調整が完全に行われるならば、法人税は必要でなくなるとされる。しかし、現実には、配当の二重課税の調整が必ずしも完全な形では行われないこと、また、留保所得について法人税と個人所得税との完全統合を行いうことが困難であるために、現実には法人税が必要になる。

統合に当たっては、法人税率と個人所得税の最高税率との関係も課税の歪みをもたらす要因になる。配当統合の場合にも、一般に大口の株主に比べて小口の株主が不利になる傾向があるが、留保所得の場合はその歪みはいつそう増幅される。すなわち、一般に法人税率のほうが個人所得税の最高税率よりも低いため、留保所得の方が低税率になり、その結果、留保を促進することによって所得税を回避するという大口株主の行動を一般化させる。しかも、留保を反映するキャピタル・ゲインが個人株主レベルで優遇されている場合、留保に対するインセンティブがより強く働く。留保が有利になれば、配当性向は低下することになるため、個人株主、個人投資家の選択により株式市場を通じて資本分配されるメカニズムが作動しないため、投資の非効率を招くとされる。こうした歪みを避けるため、カー

タ一方式では法人税率と個人所得税の最高税率は同一水準に設定された。

## (2) C B I T

C B I Tは、アメリカ財務省報告書（一九九二年）により提起された法人課税の方式であり、法人の資本収益への二重課税を回避し、一回限りの課税で終結させようとするものである。そのため、法人の配当ないし支払利子の法人所得からの控除を否認すると同時に株主や債権者の受取配当ないし受取利子を課税対象所得から除外することにより、debtとequityの課税上の扱いを均等化し、法人事業と非法人事業に対し一様な課税を行ない、留保と配当の間の課税上の歪みを縮減することを企図する。<sup>33)</sup> 利子、配当、キャピタル・ゲインがもはや個人レベルで課税されることはない。課税対象には、一部の零細企業を除き、法人だけでなくパートナーシップや自営業者を含め、かくして法人と非法人の間での一貫した課税上の取り扱いを実現しようとするのである。

## C B I Tの課税ベース

C B I Tの課税ベース( $T^c$ )は、支払利子の損金算入が否認されるため、次のようになる。

$$T^c = R - \delta K$$

すなわち、C B I Tの課税ベースは標準的法人税のそれと比べて、支払利子分だけ大きくなる。

### C B I Tに対する評価

まず、閉鎖経済の枠組での長所、難点をみる。C B I Tのもとでは、debt、equity（新株発行）、留保の資金調達方法の違いによる実効税率の違いは解消される。アメリカ財務省の報告書では、非法人にもC B I Tの適用を拡張するとされているので、法人、非法人の課税上の歪みも解消される。<sup>34)</sup>

しかし、問題も残る。賃金稼得者と非法人の課税上の扱いを均等化するには、C B I Tにおいても非法人の所得を労働所得と資本所得に分割する必要がある。C B I Tの税率を個人所得税の最高税率と等しく設定すれば、所得分割はそれほど問題にならないが、その場合にはC B I Tの税率が高率となり、実行に困難が生ずるおそれが強い。また、C B I Tは資本所得に課税される唯一の税となるため、中立的な経済的減価償却の実行が現行法人税の場合よりも重要になるが、このことでもC B I Tの実行を難しくする。

次に、開放経済の枠組のもとでは、C B I Tが、国際的な文脈で debt と equity との中立性をもたらすのは、①外国（個人）投資家の居住地国が、利子に対し、配当、キャピタル・ゲインと同じ税率で課税する場合、および、②外国源泉所得が、投資家の居住地国で課税されない場合、である。その場合でも、キャピタル・ゲインが本国で実現時にしか課税されない場合には、中立性は達成されない。したがって、C B I T制度のもとで、debt-equity の中立性が国際的な文脈のなかで達成される可能性はきわめて低い。

むしろ、開放経済下では、C B I Tには困難な問題が発生する。<sup>35)</sup>まず、源泉で利子所得に課税されることとは、外国の（個人）投資家には大きなマイナス要因となる。また、C B I T制度が外国の法人投資家に及ぼす影響は、法人の居住地国での外国所得の課税上の取扱いに依存する。外国子会社配当が本国で課税を免除される一方、外国源泉利子

は課税される場合、C B I T 制度のもとでは利子は、居住地国と源泉地国の双方で課税される。この場合、外国法人投資家にとつては、equity の方が debt よりも有利になる。全世界課税制度をとる国の場合、受入国でのC B I T の導入は、法人の居住地国から源泉地国へ税収をシフトさせる。だがその場合、(源泉での) 利子課税が源泉地国に実質的に有益な効果をもたらすとは必ずしもいえない。<sup>(36)</sup> 外国投資家にとつての debt のコストは増加し、より高い税引き前利子率が投資の前提条件となる。法人レベルの税だけを考慮に入れる場合には、法人はもはや equity よりも debt で投資資金を賄おうというインセンティブを持たないため、過小資本ルールの必要はなくなる。

## 2) 消費ベース型法人税の検討 —ACE 法人税

### (1) ACE 法人税の課税ベース

法人所得税のもとでの debt  $\wedge$  equity の課税上の扱いの相違に対し、法人レベルでの支払利子の控除を否認するのが C B I T であつたとすれば、ACE は課税利潤の算定の際に株式に対して控除を認めることにより debt  $\wedge$  equity の課税上の扱いを同等にしようとするものである。

ACE の課税ベースは次のように表される。<sup>(37)</sup> すなわち、

$$T^a = R - rbK - \delta K - \alpha(1-b)K$$

ただし、 $T^a$  : ACE の課税ベース、 $\alpha$  : 株式の帰属収益率

つまり、収入から支払利子と税法上認められた減価償却費を控除し、さらに株式により調達した資本の帰属収益を控除したものが、ACE の課税ベースである。これを通常の法人税の課税ベース ( $T^s = R - rbK - \delta K$ ) と比べれば、

A C E、すなわち  $\alpha(1-b)K$  分だけ A C E のそれを上回ることがわかる。 $\alpha(1-b)K$  が意味しているのは、株式により調達した資本に帰属するはずの通常収益であり、ここから、A C E の課税ベースが通常収益を上回る超過収益であることが明らかになる。

## (2) 開放経済のもとでの A C E の根拠

すでに述べたように、G=H=S論文が勧告する改革案は、A C E 法人税と個人レベルでの株主所得税を組み合わせることを基本に、非法人企業の事業所得から通常収益を控除する選択的ルールを組み込むものであった。

開放経済のもとで A C E 法人税を支持する理由として G=H=S 論文が指摘するのは、第一に、A C E が国内での投資の促進に資するという点である。それは、いわゆる「最適課税設定行動」と称される要件を理論的根拠とする。それは次のような論理である。

「小開放経済にあつては、海外からの資本供給は完全に弾力的であるため、源泉地での資本課税は資本の流出を通じて税引き前収益を押し上げ、したがつてその負担は労働者やその他移動性の低い国内の要素に完全に転嫁される。この過程で、生産の資本集約度が低下するため、国内の移動性の低い要素の生産性は低下する。これを回避するには、資本税を通じて間接的に課税するよりも、むしろ移動性の低い要素に対し直接に課税するほうが効率的である。」<sup>38)</sup>

つまり、国内の労働や土地などの移動性の低い要素に直接課税する方が資本流出を引き起こさない分、これら要素の所有者の厚生水準はむしろ向上するとされる。しかも、長期的には、通常収益に対する源泉地税の廃止とその結果

としての国内・対内投資の促進は、ACEによる税収減以上に国内の移動不可能な要素に対する税引き前収益を増加させるとして、課税ベースの縮小をカバーするために法定法人税率を引上げることについてもその必要性はないとするのである。<sup>(39)</sup>

第二に、ACEは真の経済的減価償却と税法上の減価償却との乖離により引き起こされる投資の歪みを相殺するという。つまり、通常の事業所得課税制度のもとでは、税務加速償却は課税の繰り延べを認める」とにより、対象となつた投資を人為的に促進し、生産性の低い投資を誘発するなど投資行動を歪める可能性がある。これに対しても、ACEのもとでは、企業の償却率のいかんにかかわらず、償却額とACEの金額の現在価値はつねに当初の投資額に等しくなり、ACE法人税はキャッシュフロー税のもとでの即時費用控除と税等価になるというのである。<sup>(40)</sup>

第三に、ACEはdebt  $\cup$  equityを課税上対称的に扱うことから、過小資本税制の必要がなくなるとされる。ACE法人税を実施する国では、多国籍企業は子会社を過小資本化し、equityよりもdebtを過剰に利用しようとするインセンティブを持たなくなるであろう。その上、ACEは金融ノベーションによるdebt  $\cup$  equityの区別のあいまい化のなかで、両者を識別するという困難な問題そのものを解消するにされる。<sup>(41)</sup>

### (3) ACE税制をめぐる論点

以上のようなG=H=S論文でのACE法人税に対する積極的な評価に対して、OECD報告書では批判的なコメントが紹介されている。

第一に、この点はG=H=S論文自身も指摘するところであるが、ACEの中立性は株式資本(equity)の帰属取

益率がはたして「適正な」水準に設定されているかどうかに依存する。<sup>(42)</sup> debt と equity のそれぞれの投資収益に同様に課税するには、equity の帰属収益率が debt の支払金利と等しくなければならない。しかし、企業が新規の借入に支払う金利はリスク・プレミアムの違いなどにより企業ごとに異なるため、「適正な」帰属収益率を得るために各企業に関する独自の (firm-specific) 情報が必要となる。結局、実際的な解決方法は、課税の中立性を多少犠牲にしても、市場の平均金利に等しい帰属収益率を設定することになる。<sup>(43)</sup>

第二に、閉鎖経済の枠組のもとで ACE 税制の完全な中立性を達成するためには、個人レベルの税も考慮に入れる必要があるとされる。その場合、キャピタル・ゲインは発生時ではなく実現時に課税されるため、配当・利子の個人レベルでの実効税率は実現キャピタル・ゲインのそれを上回ることになる。ただし、利潤が内部留保されれば配当課税は繰り延べられる結果となり、また内部留保により個人株主の保有する株式に未実現のキャピタル・ゲインが発生すれば、繰り延べ効果により個人の実効税率は低下する。それゆえ、閉鎖経済の枠組のもとでは、キャピタル・ゲイン課税が行われない場合、あるいはその税率が配当や利子のそれよりも低率ならば、equity の方が debt よりも課税上有利となる。そこから、OECD 報告書は、debt と equity、新株発行と留保収益の間での中立性は、個人レベルで貯蓄が（古典的）支出税としての扱いを受け、かつキャピタル・ゲインが発生ベースで課税される場合にはじめて達成されるとしている。しかし、この要件は結局、包括的所得税に加えられる最大の批判に帰着することになる。

第三に、開放経済の枠組を前提すると、ACE 法人税も超過収益（経済的レント）には課税するため、多国籍企業の平均法人税率には影響を及ぼす<sup>(45)</sup>。その結果、多国籍企業は法人税率の低い国に生産立地を転換したり、移転価格を利用して利潤を低税率国にシフトさせるインセンティブを維持する可能性が高い。<sup>(46)</sup>

第四に、閉鎖経済の枠組においてだけでなく、開放経済の枠組のもとでも、ACE税制は debt よりも equity が選好される傾向を払拭できないとされる。ACE税制が多国籍企業の受入国で導入された場合、法人レベルでは debt と equity の間での中立性が達成される可能性がある（それさえ不安定なことはすでに述べた）が、法人の居住地国が外国源泉所得に対してものような課税制度をとるかにより、ACE税制が外国法人に及ぼす影響は異なってくる。たとえば、居住地国が全世界課税主義をとる場合、外国源泉の利子・配当は発生ベースで本国で課税されるのに対し、キャピタル・ゲインは実現ベース課税のため、equity の方が選好される可能性が高い。また、多国籍企業の受入国で ACE税制が採用されている場合、受入国での税収が減少する分、受入国から居住地国へ税収のシフトが生ずる。居住地国が配当所得について国外所得免除制度をとる場合、株式の通常収益は、利子の場合と異なり、源泉地国と居住地国の双方で課税を免れる結果となる。<sup>(47)</sup>

最後に、外国の個人株主の場合、受取配当・利子に対し受入国の源泉徴収税の課税を受け、居住地国ではこの源泉税に対するのみ外国税額控除を受けることになるだろう。その際、株主の本国でキャピタル・ゲインが非課税であるか、あるいは税率が低いときには、受入国が ACE税制をとる場合、ここでもやはり外国個人株主は debt よりも equity を選好するであろう。<sup>(48)</sup>

## 2. 課税地原則による法人課税の諸類型とその評価

すでに述べたように、 $A=D=S$ 論文は法人課税制度の改革案を課税ベースと課税権の所在地国の二つの基準から比較検討しているが、その際、課税権の所在を基軸として分析している。本稿も、これにならって課税権を基軸に改

革案を検討することにしよう。

### 1) 源泉地型課税

法人課税の伝統的なアプローチである源泉地ベースの課税について、まず強調されているのは、すでにふれた「最適課税設定行動」の要件からして源泉地課税が困難であることに加えて、多国籍企業のグローバルな事業活動の複雑さからして、そもそも利潤の源泉を定義すること 자체がきわめて困難になつていているだけでなく、いわゆる独立企業間価格により多国籍企業の移転価格戦略に対抗して利潤を源泉地国間に割りふることも著しく困難であることである。A=D=S論文は、「どのような形態であれ、これこそが源泉地ベース課税の根本問題」として、源泉地ベース課税にはきわめて否定的な評価を下している。

源泉地型課税のもとに掲げられている選択肢は、株式収益に対する標準的法人税、定式配分方式 (formula apportionment)、法人キャッシュフロー税、ACE、C BIT、D ITの六つである。このうち、標準的法人税、定式配分法、ACE、C BIT、D ITはすでに検討したのでここでは省略するが、源泉地型の法人キャッシュフロー税については基本的にミード委員会報告の枠組にとどまっているので、ここでも簡潔にふれるにとどめる。

### キャッシュフロー法人税の特徴

ミード委員会報告が提起した課税ベースは、周知のとおり、RベースとR+Fベースである。キャッシュフロー税の課税ベースには、そのほかにSベースがある。その概要是、表2のとおりである。

表2 キャッシュフロー法人税の課税ベース

	流入（算入）	流出（控除）
Rベース	財の売上額 サービスの売上額 固定資産の売却額	原材料の購入額 賃金・給与・その他サービス購入額 固定資産の購入額
	R	$\bar{R}$
Fベース	負債（借入金）増加額 金融資産（株式を除く）減少額 受取利子 保有外国法人株式の売却額	負債（借入金）減少額 金融資産（株式を除く）増加額 支払利子 保有外国法人株式の取得額
	F	$\bar{F}$
Sベース	株式発行増加額（増資） 保有自国法人株式の売却額 受取配当	保有自国法人株式の取得額 支払配当
	S	$\bar{S}$
Tベース	還付税額	支払税額
	T	$\bar{T}$
$R + F + S + T$ (流入総額) = $\bar{R} + \bar{F} + \bar{S} + \bar{T}$ (流出総額)		

(出所) Institute for Fiscal Studies (1978), *The Structure and Reform of Direct Taxation*, p.231.

キャッシュフロー法人税については、すでにすぐれた研究が行われている。そこでは、キャッシュフロー法人税の基本的特徴として、次の三点が指摘されている。<sup>49</sup>すなわち、第一に、キャッシュフロー法人税が課税された場合にも、借入金または株式発行による企業の投資の純収益率（税引き後）は、課税がない場合と等しい。すなわち、キャッシュフロー法人税は投資の純収益率および資金調達の方法に何ら影響を及ぼさないという点で、投資決定に中立的である。第二に、個人部門に流出する純収益への個人税とキャッシュフロー法人税との調整を行なう必要はない。つまり、統合問題が生じない。第三に、キャッシュフロー法人税が投資決定に中立的であることは、キャッシュフロー法人税からネットの税収が生じないことを意味する。

A=D=S論文でのキャッシュフロー法人税についての指摘は、ごく簡単なものにとどまる。<sup>50</sup>すなわち、第一に、キャッシュフロー法人税は標準的法人税の次の二つ

の歪みをとり除く。ひとつは投資決定に関する意思決定に影響を及ぼさないこと、いまひとつは資金調達形態の違いによる投資の差別化をしないことである。第二に、こうした結果は限界投資を非課税により達成される。第三に、税収は経済的レント（超過収益）からのみ調達される。

なお、OECD報告書では、原産地ベースのキャッシュフロー法人税 (origin-based corporate cash-flow tax) が紹介されており、ホールーラブシユカ型フラット税やその変種であるプラットフォードの提唱になるXタックスなども紹介されている。<sup>51</sup>これらも基本的には源泉地ベースのキャッシュフロー法人税の一種とみることができると、ここではその検討は省略する。

### キャッシュフロー法人税の問題点

キャッシュフロー法人税の最大の問題は、それが基本的に税収調達力を欠くという点にある。公共部門を支える財源の調達という租税の本質的役割をそもそも欠落させているのである。

しかし、AIDIS論文はその点にはあまり関心を示さず、次のような問題点を指摘する。<sup>52</sup>

第一に、源泉地ベースのキャッシュフロー税には、重要な立地上の意思決定に関して、次のような歪みが残るといふ。すなわち、ひとつは立地選択をする企業は、税引き後のネットの現在価値を比較して決定するが、一般にこれはキャッシュフロー税の影響を受ける。もうひとつは利潤「源泉」の所在地国の問題も、源泉地ベースのキャッシュフロー税によつては解決されず、とくに法定税率が引き上げられる場合、利潤シフトのインセンティブは増大する。

第二に、移行時の問題である。適切な段階的導入の期間（相当の長期になる）が設定されなければ、既存資本の税負

担の方が新規資本よりもはるかに重くなる。

第三に、投資に対する税の中立性は、税率の不変に決定的に依存する。もし投資家が、将来の収益に対し、現在の投資が享受している税率と異なる税率で課税されると予期すれば、限界投資は抑制ないし促進される。税率が変動する場合、どのような税であれ、一般に投資規模に関して中立的ではなくなる。

第四に、純粹のキャッシュフロー税は、税の対称性を要求する。つまり、課税対象にロスが発生した場合、税の還付が必要になるが、政府は還付には消極的である。

最後に、源泉地国がキャッシュフロー法人税を導入するが、居住地国で外国税額控除を認めない場合、税負担は加重され、対外投資にはマイナスとなる。

源泉地ベースのキャッシュフロー法人税には、税収調達力以外にも様々な問題があるといえよう。

## 2) 居住地型課税

A=D=S論文は、このタイプに属する課税方式として、全世界所得に対して発生ベースで課税する個人株主税と法人税の二つをあげている。

まず、個人株主レベルの居住地ベース税について、一般にその居住地国を特定するのが相対的に容易であり、全世界収益に対する税引き後収益率を低下させるが税引き前収益率には影響を及ぼさない点をあげ、小開放経済にとつて源泉地ベース税よりも居住地ベース税の方が望ましいことを指摘している。ここでとりあげられている方式は発生ベースの全世界所得課税方式であり、現実に実施されている居住地ベース課税とは異なる。現実に施行されている方

式は、外国源泉所得を居住地国で受け取らない限り課税は繰り延べられる実現ベース課税である。

しかし、この発生ベースの税にはいくつかの問題があるとされる。第一に、この点は実現ベースの場合も同じだが、全世界すべての外国源泉所得を捕捉し、情報を収集することは、執行上も、納税協力の面でも困難がある。情報の正確性を求め、捕捉の確実性を高めようとすればするほど、執行コスト、コンプライアンス・コストとともに増大する。第二に、発生ベースで課税することに対しても流動性の問題を引き起こす可能性がある。第三に、証券化などの金融イノベーションにより国際的にポートフォリオの多様化が著しく増大しており、居住地ベースの個人株主課税のあり方として、居住地ベース・タイプは将来の選択肢としての魅力を低下させているという。

次に、やはり発生ベースの居住地型法人税が検討の対象とされる。居住地ベースの法人税は現在もなお支配的な課税方式であるが、そこで採用されているのは発生ベースではなく実現ベースの課税方式である。発生時課税をとる居住地ベース法人税は、本国の課税当局が多国籍企業の全世界の所得を正確に捕捉すれば適正な課税が可能になる点で、理論的には重要な利点を持っている。多国籍企業は利潤シフトのインセンティブを持たなくなり、課税が投資先に影響を及ぼすこともなくなる。

しかし、個人の場合と同様に、法人課税についても発生ベース課税には困難が生ずる。第一に、多国籍企業の全世界所得を発生ベースで捕捉することの実行可能性の問題である。全世界の子会社や支店の所得を正確に捕捉し、チエックすることは容易なことではない。第二に、個人株主の場合と比べれば、多国籍企業の本拠である持株会社を他国に移動させることは十分に可能であり、居住地国の法人税率の水準が他国よりも高い場合、持株会社が他国に移転する蓋然性はきわめて高い。また、法人の場合、居住要件の有無で内国法人、外国法人を区分するのが通例である

が、そもそも区分の基準となる居住要件をどのように捉えるかは、設立準備法主義、管理支配地主義など国により異なっているのが現実である。この意味で、居住地の概念はそれほど明快とはいえないものである。

以上からわかるように、A=D=S論文での居住地ベース法人税についての評価は低く、個人レベルにせよ、法人レベルにせよ、発生ベースの居住地型法人税は潜在的な利点は持つものの、採用は困難だというのが結論である。<sup>53)</sup>

### 3) 仕向地型課税

#### 仕向地ベース・キャッシュフロー法人税

現行法人税は著しい不効率を生み出しているとして、A=D=S論文が提唱する「よりラディカルな提案」が仕向地ベースの税である。<sup>54)</sup>

しかし、「ラディカルな提案」という割には、仕向地ベースのキャッシュフロー法人税の課税ベースも具体的な課税方法も明らかにされないきわめて不十分な提案である。<sup>55)</sup>

次の命題が何らの説明もなく、アブリオリに主張される。すなわち、第一に、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税が可能であれば、仕向地ベースであるがゆえに資本や利潤の配置（location）に影響を及ぼさない。<sup>56)</sup> 第二に、それは投資の規模や立地先、debt と equity の資金調達形態の違いにも影響を及ぼさない。<sup>57)</sup> しかし、これらの命題についての証明は与えられていない。<sup>58)</sup>

この税の性格については、次のような説明が行われている。

第一に、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税であることから、当然、課税は最終消費地で行われる。最終売上

II 最終消費を特定することは可能であるが、その中には輸入財も含まれており、輸入材の生産に要したコストは多くの国々にまたがっていることが想定される。その場合、各國で要したコストと課税対象の法人所得とをどのように対応させるのかが解決すべき問題となる。提案されているひとつの選択肢は簡単な定式を採用することにより、各國での最終売上額と同じ比率で各國にコストを割りふるという方式である (formula apportionment)。しかし、多数の国々で販売される財の価格やコストを特定するには、各國の課税当局間での緊密な協力・協同が必要になると見て必ずしも積極的に支持しているようにはみられない。<sup>(59)</sup>

第二に、もっと可能性の高い代替案として提起されるのは、仕向地ベースの付加価値税 (VAT) と同じ方式で組み立てられる法人税である。それは付加価値税の課税ベースから労働コストを控除する仕組みとされ、その意味で、Rベースのキャッシュフロー税と等価であるとされる。しかし、この税の性格は必ずしも明確には説明されていない。上にあげた仕向地ベース・キャッシュフロー税と、ここで提起されたVAT型キャッシュフロー税との異同もあいまいである。その上で、各國間での生産コストの配分の仕方が問題とされ、コストが発生した輸出国でコストの控除が行われるとされる。輸出国は輸出品には課税できず、中間財に含まれていたVATについては還付するだけでなく、労働コスト分も還付することになるという。可能性の高い代替案として提案されたはずのVAT型キャッシュフロー税も、A=D=S論文自身の結論は「容易に実行可能とは思えない」というものなのである。こうしてVAT型キャッシュフロー税を採用した国は大規模な税の還付を行わなければならなくなる可能性があるが、そうした事態を回避する対策としてA=D=S論文が提案するのは、源泉徴収される給与税と相殺調整を行なうか、VATの税率の引上げである。多国籍企業への減税が、結局、労働者ないし消費者への負担転嫁によつて支えられる構図といわざる

をえないものである。

$A = D = S$  論文と比較すると、OECD 報告書の方が説明が明快である。<sup>(60)</sup> ここでは、課税ベースについてのみ確認しておこう。仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の課税ベースは「国内売上額－国内供給者からの仕入額－労働コスト」され、輸出売上は課税ベースに算入されず、輸入仕入は控除されない。仕向地ベース・キャッシュフロー法人税と仕向地ベースVATとは、とくに仕入控除法 (subtraction method) の場合、その類似性はきわめて高いとされる。両者の課税ベースを示すと、まず閉鎖経済のもとでは次のようになる。

$$C \equiv Y - S \equiv W + R - I$$

$$C - W \equiv R - I$$

ただし、 $C$ ：消費、 $Y$ ：総所得、 $S$ ：貯蓄、 $I$ ：投資 ( $S = I$ )、 $W$ ：賃金所得、 $R$ ：資本所得 (資本の通常収益と経済的レントの合計)

VATの場合、賃金が課税ベースに含まれる ( $W + R - I$ ) のに対し、キャッシュフロー法人税の場合には含まれない ( $R - I$ ) ことが相違点である。

一方、開放経済の場合には、次のようになる。

$$Y \equiv W + R \equiv C + I + X - M$$

$$X - M + E \equiv I^f \quad \text{つまり} \quad X - M \equiv I^f - E$$

ただし、 $X$ ：輸出、 $M$ ：輸入、 $E$ ：海外からの純収益、 $I^f$ ：純海外投資  
仕向地ベースVATの課税ベースは  $C$  に等しいから、

$C \equiv W + (R - I) - (X - M)$  となり、 $X - M \equiv I^f - E$  を代入すると、

$$C \equiv W + (R - I) - (I^f - E)$$

これに対し、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の課税ベースは、

$$R + E - I - I^f$$

となる。それは、「国内の資本所得（国内所有であれ外国所有であれ）プラス国内所有の外国資本所得（この所得が国内で消費される限り）から、新規国内投資（国内所有であれ外国所有であれ）および国内所有の外国投資を控除したもの」となる。言い換えると、それは「国内資本および国内所有の投下外国資本の通常収益 プラス 過去および新規の国内投資および国内所有の外国投資から生じる経済的レント」に等しい。新規国内投資および国内所有の外国投資に生ずる通常収益は非課税である。

仕向地ベース・キャッシュフロー法人税のもとでは、国内資本（居住者、外国人のいずれにより所有されていようと）および国内所有の外国（現存）資本の全収益が、それが国内での企業や消費者への売上から得たものである限り、課税される。収益のうち再投資分は資金流出として扱われ、法人のキャッシュフロー・ベースから控除される。海外の企業や消費者への売上から生ずる収益は、（国内では）まったく課税されない。

### 仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の問題点

上述したように、AIDIS論文がベストの選択肢として提案する仕向地ベース・キャッシュフロー法人税ないしVAT型仕向地ベース・キャッシュフロー税は、税の性格、内容等にあいまいさが伴っている。それゆえにまた、特

有の問題点が生ずる。

第一に、その執行方法のあいまいさである。VAT型キャッシュフロー税は、OECD報告書も指摘するように、仕入高控除法に基づくVATと類似性が高いとされる。AIDIS論文には明示されていないが、一定の課税期間に対応する労働コストの控除を行うためには結局のところ、帳簿により確認する以外に方法はなかろう。<sup>(61)</sup> この仕入高控除法に基づくVAT、したがつてまたVAT型仕向地ベース・キャッシュフロー税の帰着がどのようになるかは明確ではない。

第二に、国際的な法人税制の協調の欠如である。AIDIS論文自身が指摘するように、たとえば仕向地である資本輸入国が仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を導入した場合、はたして資本輸出国が自國に本拠を置く多国籍企業に外国税額控除を認めるかどうかは予測できない。一方の国が仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を導入するが、他国は追随せず、従来どおり源泉地ベース法人税を維持する場合、前者のキャッシュフロー税制は多国籍企業の立地決定には中立的だとしても、後者の方が前者よりも有利な立場に立つ。居住地国の居住地ベースの税は、この優位をさらに上回るという。

第三に、仕向地ベースの課税を実行していくうえでは国境税調整が適切に遂行されるかどうかが重要なカギになる。OECD報告書が指摘するように、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の場合には、事業体が輸入する際、国境では課税せず、一方、国内の売上からは控除を認めない方式も可能であろう<sup>(62)</sup>が、租税回避や脱税を防止し、税を調達するためには、政府は輸出入の管理を維持せざるを得ない。その意味で、仕向地ベースの課税にも固有の困難が伴うのであり、居住地ベースや源泉地ベースとの優劣は一概には論じられないのである。

最後に、O E C D 報告書も指摘するように、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を実行に移そうとする場合、ほとんどのO E C D 諸国はすでにV A Tを導入しているため、これとほとんど類似した新税を採用することは、政治的に困難であろう。また、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税の課税ベースは一般的のV A Tよりも小さいため、もしV A Tに代替してこれを導入する場合、税率を引上げない限り税収は低下する。あるいは、V A Tを増税する一方、社会保障拠出金を引き下げるにより、仕向地ベース・キャッシュフロー法人税を間接的に実施することも可能であるが、その場合には法人税そのものが消滅し、消費者に税負担が帰着するおそれがある。<sup>63)</sup>

### III 法人課税と資本所得課税——改革のゆくえ——

以上、マーリーズ・レビューを中心にはさまざまなタイプの法人税改革案について検討してきたが、そこにはいろいろな問題があることが浮かび上がってきた。

第一に、法人所得ないし資本所得に対する国際課税について、マーリーズ・レビューで提示された二つの抜本的な改革案である仕向地ベース・キャッシュフロー法人税と源泉地ベースA C E 法人税とは、提言として果たして整合的なのかどうかである。A ≡ D ≡ S論文では源泉地ベース課税には否定的な評価が下され、源泉地ベース・キャッシュフロー税についてもさまざま問題点が指摘されている。源泉地ベースA C E 法人税はキャッシュフロー税の変種として位置づけられ、したがって源泉地ベース・キャッシュフロー税への批判がA C E 法人税にもそのまま当てはまるところである<sup>64)</sup>。他方、G ≡ H ≡ S論文が提唱するのは、まさしくその源泉地ベースA C E 法人税である。このことは、マーリーズ・レビュー自身の提言に貫性や整合性がないことを示している。<sup>65)</sup>

第二に、そのこととも関連するが、現行制度の漸進的な改革ではなく、「よりラディカル」ないし「より包括的」な提案として提示されている改革案は、なお抽象的であり、実行可能性の面などで疑問があるのでないか。OEC D報告書によれば、ACE法人税はこれまでオーストリア（1990年から1994年）、イタリア（1997年から2002年）、クロアチア（1994年から2001年）、ブラジル（1996年以降）、ベルギー（2006年以降）で部分的に完全な形で実施されたが、短期間に廃止されたケースが多いのが特徴である。ACE法人税は源泉地ベイス・キャッシュフロー法人税とはRベースないしR+Fベースという形で税等価の関係にあり、ミード報告の提案の具体化ともいえるが、はたしてそれがどこまで成功するのか、それとも失敗に終わるのかは、なお今後の検証に委ねられている。仕向地ベース・キャッシュフロー法人税に至つては、はたして実行可能なのかどうかについてさえ明確ではないのではないか。

第三に、「最適課税要件の設定行動」に係わる問題である。すでに述べたように、この命題は、「小さな開放経済の政府は源泉地ベースの資本課税をすべきではない」と主張する。この处方箋は、Diamond=Mirrleesによる生産効率性定理、すなわち「もし政府が純利潤の課税をやめ、企業と家計のあらゆる取引に対し家計に課税することができるならば、最適なセカンドベストの税制は生産の歪みを回避する」との主張の応用だとされる。<sup>(66)</sup>もしこの命題が正しいとすれば、資本の国際的移動が加速したこの数十年の間に、小開放経済国を中心に源泉地ベースの資本所得税は次第に消滅したはずである。しかし、現実はそのようには展開しなかつた。この点について、G=H=S論文は、その背景に次の四つの要因があつたことを指摘している。<sup>(67)</sup>

第一の要因は、企業が特定の立地先でしか確保できないレント（location-specific rents）<sup>(68)</sup>が存在していることである。

この立地型レントを外国資本が獲得する場合、立地先である源泉地国は資本税を課税しようとする強い誘因を持つ。

第二に、資本の完全な移動可能性という前提が非現実的なことである。実際には、物的資本ストックの調整にはコストがかかるため、たとえ源泉地国で資本課税が行われても、その調整は徐々にしか進まない。その一方、源泉地国政府が課税の公平を志向する場合、国内の移動性の低い要素に税負担を集中させるよりも資本にも課税することを選好する。

第三に、資本の受入国が法人税のような源泉地ベース課税を維持しようとするのは、それが個人所得税の「最後の砦（backstop）」として機能するからである。法人税がなければ、無税で法人セクターに所得を蓄積することが可能になる。したがって、国内の個人の所得を捕捉するには、居住者が保有する企業に対する法人税が必要である。また、海外所在の外国法人を介して国内法人を支配する個人株主の場合、法人税がなければやはりループホールが生じる。

最後に、源泉地ベース法人税の課税は政治的必要に基づく。法人以外の課税ベースに対する課税に政治的限界がある場合、増税を必要とする政府はたとえ法人税が非効率であるとしても、法人税を通じて一定の税収を確保することが必要になる。

ここに示された要因は、法人課税の根拠と実行可能性に密接に係わっていることが読み取れる。数十年来、さまざまな法人課税の改革案が登場したとはいえる、それらはいずれも抽象的な理論だけの世界にとどまり、現実の改革に結びつくことはほとんどなかつたといつてよい。その意味で、改めて法人課税の現実的根拠を問い合わせ直す必要に迫られているというべきである。

グードは、その古典的名著『法人税』において、法人課税の根拠について詳細に検討を行い、法人税を積極的に正

当化する根拠として、(1)利益説ないし特権説、(2)社会的費用配分説、(3)支払能力説、(4)社会統制説などをあげた<sup>(69)</sup>。

その後、社会経済状況の新しい展開を踏まえて、法人税についての研究動向のサーベイや法人課税の根拠を問い合わせ直す優れた研究が登場したが、それらは法人課税の原点に立ち返ることの重要性を示唆しているように思われる。<sup>(70)</sup>ここでは、バードに依拠して簡潔に法人課税の根拠について改めてふり返っておきたい。

バードは、法人に課税する根拠を「望ましい」、「必要である」、「便宜である」という三つの側面から整理する。まことに、「望ましい」とする根拠としてバードあげるのは、①社会的費用を考慮に入れることにより市場の効率性を改善するピグー税、②経済的レントないし純利潤に対するレント税、および③外国人への課税である。<sup>(71)</sup>このうち、本稿との関連では法人税の国際的側面が注目される。バードによれば、対外投資に対する課税はレント課税とも係わりを持つており、外国企業は firm-specific な資産を持つがゆえにレントを生む。これに対し受入国が課税しなければ税収は資本輸出国に帰属する結果となるため、受入国のレント課税を支持する主張は長い伝統を持つとされる。<sup>(72)</sup>

次に、「必要である」との根拠は、①現在の国際課税制度そのものが法人利潤の課税を不可欠なものとしている、②法人税以外にレントに効果的に課税するすべがない、③法人レベルでの何らかの課税が、個人課税の適切な制度の不可欠の構成部分をなす、という三側面から説明される。<sup>(73)</sup>

なぜ多くの国が法人利潤に対する課税制度を維持しているのかといえば、ほとんどの国が法人税を課税しているからだという事実に帰着する。バードは、現行の法人利潤への課税が国際的に定着している背景を次の七つの側面から説明している。すなわち、①資本の国際的供給は完全に弾力的ではないから、一国レベルで歪みのない課税を行なう余地がある。②資本輸出国、輸入国の双方でレントが完全に課税されていない場合、両国は外国資本に課税すべきで

あらう。③たとえ経済的レンントが完全に課税されている場合でさえ、他に生産の非効率が存在する場合には、効率性の改善のために法人税が必要となる。④多国籍企業が location-specific のレンントを独り占めする場合、源泉地国は投資に影響を及ぼすことなくそうした利潤に課税することが可能である。⑤国際資本に対する課税は、外国税額控除を持つ資本輸出国から受入国に税収を移転させるのに利用できる。⑥高率の直接税に政治的制約がある場合、源泉地ベースの法人税は、移動性のない要素に対して課税するのに利用できる最善の手段であろう。⑦法人税は国際投資が生み出すレンントを各国の間で分かち合う適切な方法である。

また、上記の②③に係わっては、法人税の重要な役割として、個人課税制度の欠陥を塞ぐ防波堤 (backstop) の役割が強調される。<sup>74)</sup>たとえば、法人レベルでキャピタル・ゲインが発生した場合に何らかの課税を行なうなどの役割である。この機能はまた、消費ベース課税論が法人レベルで通常収益に課税せず、個人レベルで超過収益を含めて課税することを主張することが、はたしてどこまで個人レベルで所得を捕捉できるのかという疑問にも応えるものであろう。

最後に、「便宜である」という点では、①現代の税制は、法人という「導管」が課税ベースが流れる経路として、また課税ベースを捕捉し課税する場として税闘にどこまでとつて代わるかに依存している、②国民の通念が法人税を支持している場合、経済的には仮に不合理にみえる法人課税でさえ政治的構図のなかでは完全に意義を有する、③法人は現代社会の重要なアクターであり、政府はこうしたアクターに影響を及ぼすことのできるあらゆる手段を必要とするのは当然である、などの根拠があげられている。<sup>75)</sup>

以上の検討を受けて、法人課税のあり方についてバードが導き出した結論は、次のようなものである。

上述したさまざまの法人課税についての根拠は、いずれもそれ自体としてはとくに強固なものとはいえない。しか

し、さまざま根拠が存在することは法人利潤税の有効性を示唆しているといつてよい。他の公共政策と同じく租税政策にも制約条件が多く、経済・政治・制度など環境が変化するなかでしばしば対立する目標を達成することを迫られるため、さまざまな矛盾も生まれる。現在のように投資や成長に対する政策の有効性に疑問が高まり、改革を行うことには潜在的に高いコストが予想される場合、「田税は良税である」との格言にも真理の一端がある。

現在の制度がまさしく国際的な要因により形成されていがゆえに、逆説的であるが、近年のグローバリゼーションの進展は法人税改革の必要性を高めたというよりも、むしろ低下させたかもしない。主要諸国がこそって同様の改革方向に動くのでない限り、「抜本的」改革に展望はない。同時に、制度改革には大きな制度改革のコストを伴う。改革の便益の現在価値が制度変更のコストを上回らない限り、改革はすべきではない。この点では、 $G \equiv H \equiv S$ 論文に対するコメントのなかで、Alworth がさまざま代替的提案を分析するに当たり系統的なコスト・ベネフィット分析がほとんどされていないと指摘しているのは正しい。<sup>(76)</sup>多くの国にとって最も価値ある道筋は、現行の法人利潤税を限界まで調整する「J」であるうとのバードの結論には重みがあるといわなければならない。

- (1) Sir James Mirrlees (Chair) (2010), *Dimensions of Tax Design : The Mirrlees Review*, Institute for Fiscal Studies (以後, Mirrlees (2010)) ; do. (2011), *Tax by Design: The Mirrlees Review*, Institute for Fiscal Studies (以後, Mirrlees (2011)).
- (2) Mirrlees (2010), pp.840-841.
- (3) *Ibid.*, p.952.
- (4) *Ibid.*, p.840; p.917.

- (5) *Ibid.*, pp.952-989.
- (6) *Ibid.*, p.959.
- (7) いの概念を最初に提起したのは、M.P. Devereux である。Cf. Devereux, M.P. (1990), "Capital Export Neutrality, Capital Import Neutrality and Capital Ownership Neutrality and all that," *IFS Working Paper*.
- (8) Mirrlees (2010), pp.953-954.
- (9) 鈴木将覚「国外所得免除方式をどう考えるか～新たな国際課税制度と今後の着目点～」『みずほ総研論集』1990九年三号、八六一八七八一八。
- (10) Mirrlees (2010), p.964;
- (11) *Ibid.*, p.967.
- (12) *Ibid.*, p.964; pp.967-968.
- (13) 能動的所得とは事業活動による所得であるのに対し、受動的所得とは利子、配当（支配株式から得たものを除く）、ロイヤリティ、地代などの主として投資所得をさす。
- (14) 移動可能な所得とは、たとえば多国籍企業の内部で容易に移転可能な所得をさすが、それゆえに active subsidiaries の受動的所得だけでなく、能動的所得でも実質的に受動的所得とみなされれば課税対象になるおそれがあることが論争となつた。Cf. *Ibid.*, p.966.
- (15) *Ibid.*, pp.967-968.
- (16) *Ibid.*, pp.969-970.
- (17) 一つの可能性は、アメリカの州法人税のものとの方式にならい企業の保有資産、支払給与、売上高の加重平均を利用するところだが、資本に対する課税の趣旨を徹底する観点からは多国籍企業の保有する各国情別資産を基準にすることも有力な選択肢である。しかし、多国籍企業の総資産のうち無形資産の占める比重がますます高まりつつある現状からすると、そもそも無形資産の算定に困難性があるだけでなく、企業は企業内のロイヤリティや資産価額を移転価格を使って操作している可能性が

高へ、結局、定式配分による移転価格問題がつまらなくなる。Cf. *Ibid.*, p.969.

- (18) Lodin, S.O. and Gammie, M.J. (2000), *Home State Taxation*, IBFD Publications.
- (19) Mirrlees (2010), pp.970-971.
- (20) *Ibid.*, p.973.
- (21) *Ibid.*, pp.981-982.
- (22) 資本所得には、利子、配当、実現キャピタル・ゲイン、賃貸料所得、帰属家賃、非法人企業の資産に対する帰属収益など  
が入る。Cf. *Ibid.*, p.981.
- (23) *Ibid.*, p.988. 例の場合、非法人企業の所有者は、事業の通常の帰属収益と労働所得とを区分するかを選択できるが、  
前者には課税が免除される。Cf. *Ibid.*, p.987.
- (24) 企業活力研究所（一〇〇〇年）『マーラーズ・ニューヨーク研究会報告書』（佐藤主光稿「第一部 概論」）、「一〇ページ」、参照。
- (25) OECD (2007), *Fundamental Reform of Corporate Income Tax*, OECD Tax Policy Studies, No.16.
- (26) 企業活力研究所（一〇〇〇年）前掲書（佐藤主光稿「第一部第一章 グローバル化と法人課税」）、「一四ページ」。
- (27) OECD (2007), *op.cit.*, p.122.
- (28) 富島洋（一九八六年）『租税論の展開と日本の税制』日本評論社、四ページ。
- (29) Cf. OECD (2007), *op.cit.*, chapter 4, p.58, p.68.
- (30) *Ibid.*, p.123.
- (31) ハリス、馬場義久（一〇〇八年）「北欧型二元的所得税の限界—法人税の課税ベースについて—」証券税制研究会編『金融  
融所得課税の基本問題』での展開を参考にした。
- (32)  $R$ （収入）は、粗収入から〔原材料費+賃金〕を控除したものを意味する。ちなみに、包括的所得ベースの  $R^p$  は未実現  
ベースの損益についても算入したものである。
- (33) U.S. Dept. of Treasury (1992), *Report of the Department of the Treasury on Integration of the Individual and*

*Corporate Tax Systems: Taxing Business Income Once*, p.39.

- (34) OECD (2007), *op.cit.*, p.142. また、馬場義久 (100八年)、前掲論文、七九ページ、参照。
  - (35) OECD (2007), *op.cit.*, pp.143-144.
  - (36) Mirrlees (2010), p.974.
  - (37) 馬場義久 (100八年)、前掲論文、八〇ページ、参照。
  - (38) Mirrlees (2010), pp.927-928.
  - (39) *Ibid.*, pp.974-975.
  - (40) ACE法人税のむじでの投資の中立性について、 $G = H = S$ 論文では、次の簡単な例を使って示している。すなわち、ある企業が100£の償却を第一年度から第一年度に繰り上げ、18£（税率=8%とする）だけ税負担を減らすとする。その企業の第一年度の租税勘定の留保利潤は100£だけ減少するから、第二年度のACE控除を算定するベースはその額だけ減少する。株式資本（equity）の帰属利子率を10%とする、企業の第一年度の税額は「1.8£ (=0.28×0.1×100£)」だけ増加し、加えて、100£の償却が第二年度から第一年度に繰り上げられる、第二年度の課税利潤はその分だけ増加するため、その年度の税額は「1.8£だけ上積みされる。割引率を同じく10%とする、企業が支払う税額の現在価値は次のようになる。
- $$-0.28 \times 100 + \frac{0.28 \times (100 + 0.1 \times 100)}{1+0.1} = 0$$
- 左辺の第一項は第一年度の税額の減少分を示し、第二項は第二年度の税額の現在価値を表している。加速償却による節税分は、将来のACE控除の減少により正確に相殺されてくることがわかる。Cf. *Ibid.*, pp.975-976.
- (41) *Ibid.*, p.976.
  - (42) OECD (2007), *op.cit.*, p.126; Mirrlees (2010), p.976.
  - (43) OECD (2007), *op.cit.*, pp.126-127; Mirrlees (2010), pp.976-977.
  - (44) OECD (2007), *op.cit.*, pp.127-129.

(45) 各種の法人税率が多国籍企業の意思決定とどのように係わっているかについて、マーリーズ・レビューでは、四段階に分けて整理されている。投資決定に係わる第一段階では、平均実効税率、立地選択に係わる第一段階でも平均実効税率、投資水準の決定に係わる第二段階では限界実効税率、利益の帰属先決定に係わる第四段階では法定税率が、それぞれ影響を及ぼすとされる。Cf. Mirrlees (2010), pp.853-854. また、企業活力研究所（11010年）前掲書（鈴木将覚稿「第一部第一章 法人税の実効税率」）「五七ペーパー」を参照。

- (46) OECD (2007), *op.cit.*, p.129.
- (47) *Ibid.*, pp.129-130.
- (48) *Ibid.*, p.130.
- (49) 玉岡雅之（一九八六年）前掲書、八八一八九ページ、参照。
- (50) Mirrlees (2010), pp.873-874.
- (51) OECD (2007), *op.cit.*, pp.147-150.
- (52) Mirrlees (2010), pp.874-875.
- (53) *Ibid.*, pp.879-882.
- (54) 仕向地ベースのキャッシュフロー税を最初に提起したのは Bond=Devereux である。Cf. Bond, S. and Devereux, M.P. (2002), “Cash Flow Taxes in an Open Economy,” *CEPR Discussion Paper 3401*; Mirrlees (2010), p.883.
- (55) いの点を厳しく批判したのは、玉岡雅之である。玉岡雅之（1100九年）「Mirrlees モードにおける法人税改革案の批判的検討」神戸大学『国民経済雑誌』第一九九巻第五号、三一八ページ、参照。
- (56) Mirrlees (2010), p.883.
- (57) *Ibid.*, p.885.
- (58) 玉岡雅之前掲論文、三一八ページ、参照。
- (59) Mirrlees (2010), pp.885.

- (60) OECD (2007), *op.cit.*, pp.145-146.
- (61) 玉岡雅之「前掲論文」119—120頁。
- (62) OECD (2007), *op.cit.*, p.147.
- (63) *Ibid.* もだ、玉岡雅之「前掲論文」四一頁～二八頁を参照。
- (64) Mirrlees (2010), p.877.
- (65) 玉岡雅之「前掲論文」118頁～二二頁を参照。
- (66) Mirrlees (2010), p.927.
- (67) *Ibid.*, pp.928-929.
- (68) ナレバセヨ、天然資源の開発も、魅力的なハトツの存在、集積力などである。
- (69) Goode, R. (1951), *The Corporation Income Tax*. 塩崎潤記（再版一九八一年）『法人税』今日社、115—124頁。
- (70) ナレバセヨ、次を参照。Mintz, J. (1995), “The Corporation Tax: A Survey,” *Fiscal Studies*, Vol.16, No.4; Bird, R.M. (2002), “Why Tax Corporation?,” *Bulletin of International Bureau of Fiscal Documentation*, May.
- (71) Bird (2002), *ibid.*, pp.195-196.
- (72) *Ibid.*, p.197.
- (73) *Ibid.*, pp.198-199.
- (74) *Ibid.*, p.199.
- (75) *Ibid.*, pp.199-200.
- (76) Mirrlees (2010), p.999.